

# 成田法人会報

<http://www.narita-houjinkai.or.jp/>

2020年  
(令和2年)

11・12

第378号



青年部会・女性部会共催「観劇研修会」劇団前進座による朗読劇の様子  
写真提供：(有)トコロスタジオ 撮影場所：成田ビューホテル

## 目次

令和2年度第2回会長・副会長会議、第2回理事会…2～4	青年部役員会……………12
新型コロナウイルス感染防止のための	税務簿記講習会……………12
「支部行事開催等に関するガイドライン」……………5	新入会員紹介……………13
令和3年度税制改正に関する提言（要約）……………6～9	行事予定、研修・講習会予定表……………14
青年部会・女性部会共催 観劇研修会	地域便り・事務局からのお知らせ……………15～17
劇団前進座による朗読劇「平次女難」……………10～11	インターネットセミナー……………18
第2回地域社会貢献委員会	税務署からのお知らせ……………19～23
（チャリティーゴルフ大会実行委員会）……………12	新春講演会のご案内……………24

# 令和2年度 第2回会長・副会長会議、第2回理事会



林 会長



大久保 署長



藤崎組織委員長



海寶地域社会貢献委員長

9月8日(火)第2回会長・副会長会議が、ホテル日航成田において、林会長ほか8名の副会長が出席して開催された。理事会議案のほか新型コロナウイルス感染拡大による各行事の対応等について審議された。

続いて、同ホテルにて午後12時30分より第2回理事会が会長、副会長、理事が40名、監事が2名出席して開催された。

また、成田税務署から大久保署長、外川副署長、古澤統括官、野田上席が参加され、7月に着任された大久保署長よりご挨拶を頂いた。主要な議題は以下のとおりであった。

## 第1議題 会員増強統活動の件

本議題については、藤崎副会長（組織委員長）および事務局より下記のとおり説明があり審議された。

- ①本年度における県法連の会員増強活動（例年9～12月）については、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考慮し、8月4日開催の県法連組織委員会において、統一した増強活動は実施しないことが決定され、各単位会の実情に応じて個別に対応することとなった。
- ②成田法人会としては、納税意識の高揚や税知識の普及・啓発活動を継続していく上で、会員組織の弱体化は避けたいところでもあり、諸般の状況等を踏まえ、本年度の会員増強目標を半数の100件に下げ、各支部の目標を見直すこととする（原則50%減とするが、最低2件以上の目標件数とする）。
- ③また会員増強に関する表彰（副賞）については現行どおりとする。

## 支部ごとの会員増強目標（変更後）

支 部 名	目標件数(件)
成 田 北	2
成 田 東	2
成 田 中 央	2
成 田 西	3
成田ニュータウン	2
空 港	3
遠 山	2
下 総	2
大 栄	2
富 里	9
酒 々 井	2
八 街	11
佐 倉	3
根 郷	4
臼 井	5
志 津 北	6
志 津 南	5
四 街 道	4
大 日	4
四 街 道 東	5
白 井	9
印 西	9
印 西 東	2
栄	2
合 計	100

## 第2議題 チャリティーゴルフ大会開催の件

続いて第2議題については、海寶副会長（地域社会貢献委員長）および事務局より下記のとおり説明があり審議された。

### 1. 大会開催の趣旨

成田法人会は「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」ことを理念として活動している。

こうしたなか、今般の新型コロナウイルス感染拡大により、成田法人会の会員企業にも大きな影響が生じているが、国や地方自治体、医療機関への負担は増す一方である。

法人会として地域の医療業務に少しでも寄与すべく、PCR検査等に日々ご尽力されている公益社団法人印旛市郡医師会（成田市加良部3-17-2）に対し、支部、部会、会員の協力をもって寄付を行い（目標寄付総額100万円）、新型コロナウイルス感染対策の一助として頂くためにチャリティーゴルフ大会を開催するものである。

また本行事を活用して、新入会員の獲得、組織の強化を図っていくこととしたい。

### 2. 実行委員会

法人会組織内に今回の開催に限定した「チャリティーゴルフ大会実行委員会」を設置する。

#### 【実行委員会の役割】

- チャリティーゴルフ大会の企画・運営に関する事項
- 当日の受付・進行、会計等に関する事項
- その他チャリティーゴルフ大会全般に係わる事項

#### 【実行委員会メンバー（敬称略）】

大会会長	林 康 博
実行委員長	海 寶 弘 和
実行副委員長	江 口 寛 通
実 行 委 員	副会長（ブロック長） 富里支部長 青年部会長、女性部会長 地域社会貢献委員

### 3. 実施計画について

【実施日】令和2年11月20日（金）

【会 場】久能カントリー倶楽部

【参加資格】成田法人会の会員企業

【組 数】30組120名程度

【募 集】9月中旬申込開始

※初めてのイベントであり時間的制約もあることから、今回は会報誌等で全会員に募集するのではなく、支部長等の支部役員や部会役員がとりまとめて事務局へ申し込む方法とする（詳細は支部長あて連絡）。

#### 【支部参加費・部会参加費】

- 各支部は、本チャリティーゴルフ大会への参加を「支部計画事業」として位置付け、1支部30,000円の支部参加費を支出。
- 青年部会・女性部会は「部会事業」として位置付け、1部会30,000円の部会参加費を支出。

#### 【プレー参加費】

- 1人21,000円（プレー代+昼食+ワンドリンク=19,000円に、チャリティー代2,000円）。
- なおボール代等で上記金額を超えた分は個別に久能CCで精算する。

### 4. 公益社団法人印旛市郡医師会について

公益社団法人印旛市郡医師会は、1947年に「印旛郡医師会」として発足。

成田市、佐倉市、印西市、四街道市、八街市、白井市、富里市、酒々井町、栄町の9つの市町からなる医師会であり、2013年より公益社団法人として、医療・保険・福祉の充実と発展を目指して各種事業を行っている。

会員数は開業医と勤務医を合わせ564人。地域医療に貢献するため、各自治体で行われている住民検診や予防接種への協力・実施、学校医の受託、夜間や休・祝日の診療、市民公開講座の開催、感染症発生動向調査の公表など様々な活動を行っている。

同医師会では、県からの委託で週2回PCR検査を実施しており、各医師が自分の日程を調整して検査に従事している。

### 第3議題 新型コロナウイルス感染防止のための「支部行事開催等に関するガイドライン」の件

続いて第3議題については、事務局より資料に基づき説明があり、下記の①～④のケースにおける各ガイドラインについて審議された。

- ①支部役員会・異業種交流会・新入会員歓迎会・部会役員会・委員会で飲食を伴う場合
- ②バス研修
- ③親睦ゴルフコンペ
- ④研修会・セミナー

### 第4議題 理事の職務執行報告

事務局より令和2年度の理事の職務執行報告について、資料に基づき説明がなされた。

### 第5議題 その他

続いて第5議題として、事務局および諸岡陽子常任理事(女性部会長)、長谷川智之常任理事(青年部会長)より下記のとおり説明があった。

#### 1. 観劇研修

主催 青年部会・女性部会の共催  
日時 令和2年10月23日(金)17時～  
会場 成田ビューホテル 翼の間  
内容 劇団前進座を成田へ招聘し、朗読劇を上演してもらう。  
演目 『平次女難』野村胡堂原作  
「銭形平次捕物控」より  
参加者 50名限定  
劇団前進座について

劇団前進座は1931年に創立され、武蔵野市を本拠とする日本の劇団。市井の庶民・江戸っ子をリアルに描く世話物を得意としており、歌舞伎・時代劇・現代劇・児童劇と多彩なレパートリーがある。



諸岡女性部会長



長谷川青年部会長



理事会の様子

2. 「税を考える週間」における街頭キャンペーン  
成田法人会では、青年部が中心となり「税を考える週間(11月11日～17日)」において、下記のとおり税知識の普及・啓発活動を行うこととし、11月12日(木)にJ R成田駅前において、市民に対し税に関するパンフレット等の配布を行う。また県内で知名度の高い里崎智也氏(元千葉ロッテマリーンズ捕手、現野球解説者および千葉ロッテマリーンズ・スペシャルアドバイザー)を招聘し参加頂くことで、市民へのアピール効果向上を図る。

#### ①実施概要

日時 令和2年11月12日(木)  
10:00～11:00  
場所 J R成田駅 東口付近  
(千葉銀行成田支店前)  
主催 成田法人会 青年部  
協賛 成田青色申告会、成田間税会  
成田酒類業懇話会、  
成田税務署管内納税貯蓄組合連合会、  
千葉県税理士会成田支部  
後援 成田税務署  
協力 成田市  
配布物 税に関するパンフレット等  
対象者 一般市民に配布  
ゲスト 里崎智也氏(千葉ロッテマリーンズ・スペシャルアドバイザー)

#### ②当日参加予定者

成田法人会 会長、広報委員長  
青年部会長、女性部会長  
成田ブロックの支部長  
成田税務署 大久保署長他幹部の方々  
成田市 小泉市長他幹部の方々  
成田青色申告会他6団体の方々

# 新型コロナウイルス感染防止のための 「支部行事開催等に関するガイドライン」

※今後の感染状況等によって変更となる場合があります。

令和2年7月 一般社団法人成田法人会

## 1. 支部役員会・異業種交流会・新入会員歓迎会・部会役員会・委員会で飲食を伴う場合

- 入室前に体温測定を実施する（事務局が非接触型体温計を持参）。
- 事前に手を消毒する。
- 隣の席との間隔をあけ、なるべく向かい合わせにならないよう着座する。
- 飲み物はマイドリンクで手酌を基本とする。
- 大皿は避けて、できるだけ1人盛りの料理にする。
- 大声でのおしゃべりは控えめにする。
- 店舗の感染防止ルールを遵守する。

## 2. バス研修

- 宿泊での研修は避ける。
- 乗車前に体温測定を実施する（事務局が非接触型体温計を持参）。
- 事前に手を消毒する。
- 募集定員は20名までとする。20名を超える場合はバスの台数を増やす。
- 隣の席を空ける。また前後の席を窓際と通路側の交互にする。
- 車内はマスクを着用する。
- バス会社や訪問する施設の感染防止ルールを遵守する。

## 3. 親睦ゴルフコンペ

- プレー前に体温測定を実施する（事務局が非接触型体温計を持参）。
- 事前に手を消毒する。
- プレー後のパーティーは「1. 支部役員会等」のガイドラインを参考にする。
- ゴルフ場の感染防止ルールを遵守する。

## 【参考】研修会・セミナー

- 入室前に体温測定を実施する（事務局が非接触型体温計を持参）。
- 事前に手を消毒する（事務局が消毒液を持参）。
- 原則定員10名（1社1名）とし、席の間隔をあける。
- 講師・受講者は全員マスクを着用する（事務局で予備マスクを持参）。
- 30分おきに室内の換気をする。
- 研修施設の感染防止ルールを遵守する。

# 令和3年度税制改正スローガン・令和3年度税制改正に関する提言（要約）

## 令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

## 令和3年度税制改正に関する提言（要約）

### I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- ・新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかねばならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。
- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年

度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。

- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。
- ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育てで支

援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

- ・新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不满と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

## II. 中小企業が事業継続するための税制措置

### 1. 法人税関係

- ・中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
  - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

- (4) 役員給与の損金算入の拡充

- ① 役員給与は原則損金算入とすべき。
- ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

### 2. 消費税関係

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。
- ・このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措

置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

### 3. 事業承継税制関係

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

### 4. 相続税・贈与税関係

・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

### 5. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。



## (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

## (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

## (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

## 6. その他

### (1) 配当に対する二重課税の見直し

### (2) 電子申告

## Ⅲ. 地方のあり方

・今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改

善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## Ⅳ. 震災復興等

・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

## Ⅴ. その他

### 1. 納税環境の整備

・行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

### 2. 租税教育の充実

・税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

# 青年部会・女性部会共催 観劇研修会 劇団前進座による朗読劇『平次女難』 ～野村胡堂原作「銭形平次捕物控」より～

10月23日(金)青年部会・女性部会の共催による観劇研修会が、成田ビューホテルで開催され、青年部会、女性部会の会員および林康博法人会会長が参加した。

今年は、新型コロナウイルス感染拡大の懸念が続いていることから、参加者の健康や安全面を考慮して都内等へバスで出向かず、新たな取り組みとして、成田に「劇団前進座」をお招きする形式で観劇することとなった。また「三密」を避けるため、参加人数は50名限定とし、広い会場で席の間隔を十分あけるなど、感染対策を図る中での開催となった。

また地元の成田高校演劇部をご招待し、生徒や先生方5名が参加された。



朗読劇の様子

俳優さんたちの朗読劇に、参加者は昔にタイムスリップして間近に江戸市民の会話を聞いているかのような不思議な世界に浸る中、野村胡堂の代表作である銭形平次捕物控の面白さに、時間が経つのも忘れ聴き入っていた。

約50分程の朗読劇が終わった後、前進座さんから劇団や俳優さん達の紹介などをお話し頂き、ご招待した成田高校演劇部の生徒さんから質問や感想を述べて頂いた。

そして女性部会から花束が贈呈され、林康博会長からお礼の挨拶が行われた。続いて、少人数ずつ分かれて俳優さん達と一緒に記念撮影が行われた。

参加者には、前進座のオリジナル手拭いと、女性部会が作成したアマビエが印刷されたエコバッグが記念のお土産として配られた。



林康博法人会会長



諸岡陽子女性部会長

開演にあたり、主催者を代表して諸岡陽子女性部会長より挨拶があった後、会場の2階から前進座の俳優の皆さんが着物姿で登場し、大きな拍手のなか階段を下りて来て1階の舞台上上がった。

今回の演目は、野村胡堂原作「銭形平次捕物控」より『平次女難』で、4人の俳優による臨場感溢れる朗読劇として演じられた。

あらすじは、「銭形の平次が子分のガラッハと亥刻よつ（十時）過ぎに両国橋にかかったとき、橋の上から1人の女が突然川の中へザブンと身を投げ、それを見た平次が飛び込んで助けるところから話が始まります。そしてそのお楽という女に、駄菓子屋の娘お町、石原の利助の娘のお品、平次の女房お静などが関わり、まさに平次女難といった状況となりますが、そこで殺しの事件が起こり、女房お静に下手人の疑いがかかります。．．．．．」

## 劇団前進座について

劇団前進座は1931年（昭和6年）に創立され、武蔵野市を本拠とする日本の劇団です。

市井の庶民・江戸っ子をリアルに描く世話物を得意としており、歌舞伎・時代劇・現代劇・児童劇と多彩なレパートリーがあります。

今回は俳優4人の方による朗読劇「銭形平次捕物控」を成田で上演頂きました。

銭形平次といえば、テレビでの大川橋蔵主演による時代劇ドラマ（1966年～1984年）や長谷川一夫主演による映画（18作）が有名ですが、今回は1931年より連載された野村胡堂による作品（文藝春秋発行の「文藝春秋オール讀物号」）から「平次女難」を取り上げました。



女性部会と前進座の皆さん



女性部会と前進座の皆さん



女性部会と前進座の皆さん



林会長、青年部会と前進座の皆さん



女性部会と前進座の皆さん



成田高校の皆さんと前進座の皆さん

### 劇団前進座の俳優の皆さんと役どころ

- 嵐 芳三郎 さん（銭形平次 ほか）
- 秋 元 辰 美 さん（お静 ほか）
- 小 林 祥 子 さん（お楽 ほか）
- 松 永 瑤 さん（八五郎 ほか）

観劇研修会の後、女性部会の参加者による懇親会が同じ成田ビューホテル11Fの「フレンチダイニング ザ・トップ」で開催された。

諸岡陽子女性部会長から、本日の観劇研修会の感想を交えた挨拶の後、片岡愛子副部会長の乾杯で楽しく美味しい会食が始まった。

会食の合間に、11月20日に開催される法人会チャリティーゴルフ大会への募金も行われた。そして石渡敦子副部会長の中締め挨拶で、心豊かな観劇研修の夜が幕を閉じた。



諸岡陽子女性部会長の挨拶



女性部会の懇親会の様子

## 第2回 地域社会貢献委員会 (チャリティーゴルフ大会実行委員会)

10月9日(金)成田法人会館において、チャリティーゴルフ大会実行委員会としての第2回地域社会貢献委員会が開催され、海寶委員長以下2名の地域社会貢献委員と、林会長、江口副会長以下8名の本部役員が参加した。

海寶委員長より、9月8日(火)開催の第2回理事会において、チャリティーゴルフ大会の開催および印旛市郡医師会に対する寄付が審議され、承認となった旨の報告があった。

続いて、参加者の募集状況や賞品、大会の役割分担等について協議が行われた。



会議の様子

## 青年部会役員会

9月18日(金)、ひかたや第二支店において、青年部会役員会が開催され、長谷川部会長以下7名が参加した。

役員会では、主に以下の議題について説明・審議が行われた。

- (1) 海外研修について (中止)
- (2) 「租税教室」の開催および講師選定について
- (3) 女性部会との共催による「観劇研修 (前進座による朗読劇)」について
- (4) チャリティーゴルフ大会について
- (5) 税務署長との意見交換会について

- (6) 「税を考える週間」における税知識の普及・啓発活動としての「街頭キャンペーン」の実施について



役員会の様子

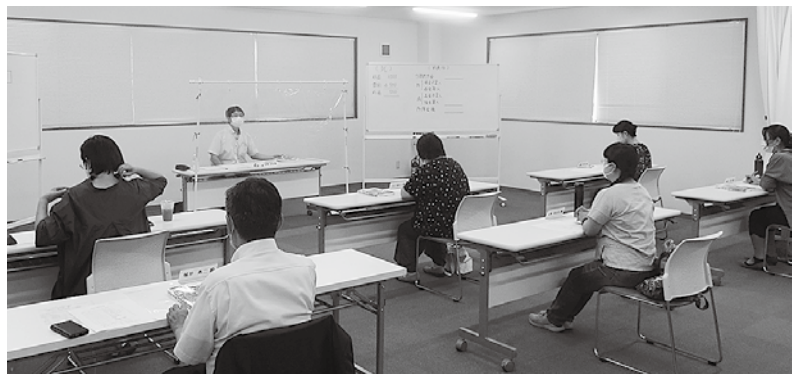
## 税務簿記講習会

9月9日(水)から11月10日(火)まで10回シリーズで税務簿記講習会が成田法人会館で開催されている。

この講習会は、会社の決算書が作成できることを目標にするもので、例年であれば20名近くが受講する人気の講習会であるが、本年度については、新型コロナウイルス感染症対策として募集人数を絞ったことで、6名の受講者による開講となった。

講師は、千葉県税理士会成田支部の斎藤税理士に担当いただいております。

毎回、講習会開始前に、手指の消毒、検温を実施し、講師の前面には飛沫防止シートを設置して、感染症対策を実施している。



講習会の様子

# 新入会員紹介

令和2年8月1日～2年9月末日

支部名	法人名	代表者名	所在地	業種名
成田東	かめや利平(株)	川村陽介	成田市田町	菓子製造業
成田中央	(株)寺内豊店	寺内大蔵	成田市花崎町	豊店
成田西	アイミー総業(株)	清宮英雄	成田市飯田町	不動産賃貸
成田西	佐藤さくら(同)	大原純子	成田市並木町	介護事業
大栄	(株)コーカ	梶原紅霞	成田市前林	ホテル経営
大栄	(株)ディサイド・ インターナショナル	妻鳥秀二	成田市新田	清掃業
大栄	(株)ナリタトレード	ホセイン ジャマル	成田市久井崎	中古自動車販売
大栄	(株)昭伸商事	高橋昭	成田市津富浦	倉庫業
大栄	(株)成和	成毛和弘	成田市津富浦	鉄骨加工業
富里	(株)新旅	松浦忠弘	富里市日吉台	一般貨物旅客自動車 運送業
酒々井	(株)三徳	斉藤敏雄	印旛郡酒々井町 上岩橋	建築業
根郷	SOMA(有)	高橋豊一	佐倉市太田	運送業
四街道	(有)五十嵐	成島功一郎	四街道市四街道	文具販売
四街道東	華川商事(株)	華川鋭一	四街道市池花	建物解体業
白井	(株)美創コンサルティング	伊藤和英	白井市清水口	医薬品卸仲介
印西	北総こばやし法律事務所	小林哲也	印西市中央北	弁護士事務所

## 行事予定

## 行事予定

### 11 月

12日(木) 「税を考える週間」街頭キャンペーン  
(千葉銀行成田支店前)  
17日(火) 租税教室(女性部会)  
(佐倉市立山王小学校)  
18日(水) 署長との意見交換会(成田法人会館)  
20日(金) チャリティーゴルフ大会  
(久能カントリー倶楽部)  
26日(木) 青年部役員会(成田法人会館)

8日(火) 総務委員会(成田法人会館)  
9日(水) 白井支部情報交換会  
(船橋カントリー倶楽部)  
11日(金) 女性部会役員会(成田法人会館)  
14日(月) 租税教室(青年部会)  
(四街道市立大日小学校)  
17日(木) 租税教室(青年部会)  
(印西市立木刈小学校)  
18日(金) 租税教室(青年部会)(栄町立安食小学校)  
18日(金) 租税教室(女性部会)  
(佐倉市立白銀小学校)

### 12 月

1日(火) 租税教室(女性部会)  
(佐倉市立王子台小学校)  
4日(金) 第2回常任理事会  
(ANAクラウンプラザホテル成田)

### 1 月

27日(水) 新春講演会(成田ビューホテル)

## 研修・講習会等予定表

区 分	月	11 月		12 月		1 月		備 考
		日	場 所	日	場 所	日	場 所	
決算法人説明会 (全会員対象)		25	成 田	18	法人会館	29	法人会館	受講料：無料 13：30～15：40 事前申込要・定員10名
新設法人説明会 (全会員対象)		12	成 田			28	法人会館	受講料：無料 13：30～16：30 事前申込要・定員10名
税務・税制セミナー (全会員対象)			中 止				中 止	
税務簿記講習会 (全会員対象)		5 10	法人会館					受講料：5,000円 13：30～16：30 事前申込要・定員10名
簿記基礎講座 (全会員対象)							中 止	
年末調整等説明会 (源泉部会員対象)		4 5 24	成 田 オンラインセミナー 法人会館					事前申込要 ※詳細別途通知

※1. すべての研修について定員10名(1社1名)とさせていただきます、必ず事前申込とします。申込書は法人会ホームページにも掲載しますので、印刷して事務局宛にFAXまたは郵送してください。

※2. 今後感染拡大の懸念等が生じた場合には、研修会の中止・変更等行う事もありますので、申込者にはご連絡しますが、日程・会場・時間について法人会ホームページでも必ずご確認ください。

開催場所 成 田：成 田 市 中 央 公 民 館 (成田市赤坂1-1-3 TEL：0476-27-5911)  
法人会館：成 田 法 人 会 館 (成田市花崎町789-14 TEL：0476-24-1555)

番号	項目	期 日 場 所	参加者等	内 容
1	八街支部役員会	9月17日 八街商工会議所	竹村支部長 以下11名	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他
2	空港ブロック支部長会議	9月23日 成田ビューホテル	藤崎ブロック長、 小幡支部長、 戸村支部長、 飯塚支部長	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他
3	志津南支部役員会	9月23日 より処「えん」	田中支部長 以下10名	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他
4	北総ブロック支部長会議	9月25日 はな膳 成田NT店	江口副会長、 小幡ブロック長、 野水支部長、 海老原支部長、 山本支部長	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他
5	下総支部役員会	9月25日 とみさわ食堂	戸村支部長 以下5名	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他
6	大栄支部役員会	9月26日 かっぱ	飯塚支部長 以下9名	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他
7	成田ブロック支部長会議	9月29日 ひかたや第二支店	諸岡ブロック長、 小泉支部長、 神崎支部長、 村岡支部長、 荒木支部長、 宇都宮支部長 他1名	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他
8	白井支部情報交換会	10月14日 はな膳 白井店	野水支部長 以下12名	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他
9	北総ブロックゴルフコンペ	10月15日 船橋カントリー 倶楽部	江口副会長、 小幡ブロック長 以下32名	会員相互の親睦
10	富里支部役員会	10月17日 磯ふじ	岡野支部長 以下6名	会員勸奨、 チャリティーゴルフ他

1 八街支部役員会



2 下総支部役員会



3 空港ブロック支部長会議



4 大栄支部役員会



5 志津南支部役員会



6 成田ブロック支部長会議



7 北総ブロック支部長会議



8 白井支部情報交換会





9 北総ブロックゴルフコンペ



10 富里支部役員会



事務局からのお知らせ

1 令和2年度(後期) 生活習慣病健診のお知らせ

生活習慣病健診を次の通り予定しています。

月 日	時 間	場 所	備 考
2月16日(火) 2月17日(水)	9:30~15:00頃	成田国際文化会館1階	健診は(一財)全日本労働福祉協会が各会場を巡回し実施します。
2月18日(木) 2月19日(金)	9:30~15:00頃	四街道市文化センター2階	
2月25日(木)	9:30~15:00頃	印西市中央公民館5階	

※①検査項目は、「総合喀痰コース」が57項目、「総合コース」が56項目、「Aコース」が46項目「Sコース」が43項目となっています。(腫瘍マーカー検査、エコー検査等がオプションにより選べます。また、料金は格安な会員特別料金で受診できます。また、「協会けんぽ」の被保険者の方はさらに補助が受けられます。〔35歳~74歳までの方、年度内1回限り〕

②受診者の皆様の駐車場の確保等の観点から、これまで佐倉商工会議所で行っていた検診会場を四街道市文化センターに変更しておりますのでご注意ください。

2 会報誌正月号の広告募集について

会報誌正月号(1・2)号に会員の皆様のご繁栄を祈念して広告を掲載しております。広告掲載を希望される企業・会員の方は法人会事務局までご連絡ください。

【募集要領】 ● 広告の掲載サイズ(1/2ページのみ)

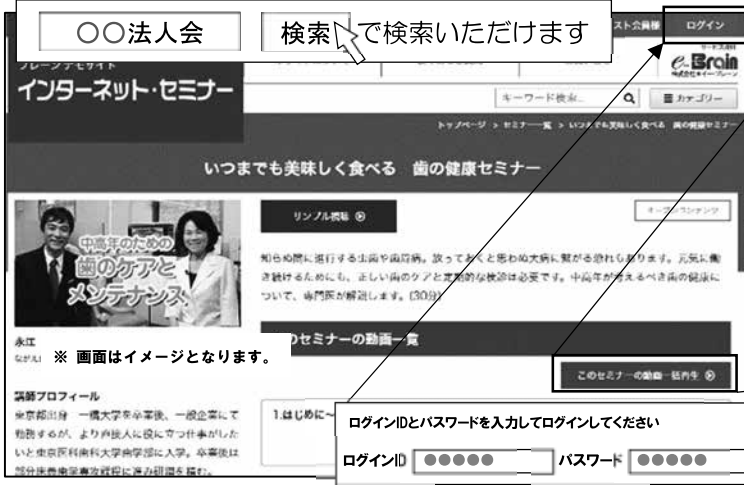
サイズ・色彩・掲載場所	価 格
1/2ページ カラー印刷、裏表紙	40,000円
1/2ページ カラー印刷、裏表紙以外	30,000円
1/2ページ 白黒印刷	20,000円

広告掲載を希望される企業・会員の方は法人会事務局までご連絡ください。TEL:0476-24-1555

# 成田法人会よりインターネットセミナーのご案内

成田法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.narita-houjinkai.or.jp>



視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

**ID・パスワードは** 会員ID:hj0307パスワード:1555

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

**お勧め** SDGsをめぐる動き

経済ジャーナルアナウンサー  
浜田 節子

**お勧め** テレワーク時代のスタンダード「Zoomミーティング」活用セミナー

**Zoomの特徴**

- Zoom Video Communicationsは、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンゼに本社をおく企業で、クラウド型ビデオ会議システム「Zoom」を手掛ける
- 1クリックでつながる
- 接続が安定している
- 録画が出来る
- 100人まで同時接続
- タブレットやスマートフォン

株式会社ブレン パソコンセミナー専任講師  
岩見 誠

**お勧め** 知られざる北朝鮮の実情

ジャーナリスト・元毎日新聞中国総局長・元毎日新聞外信部副部長(北朝鮮担当) 西岡 省二

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	<b>NEW</b> 《解放リスト》57秒の元気術	松崎 俊道	4分	一般経営	<b>NEW</b> 中小企業が知っておきたい“AI”のこれから	加藤 忠宏	41分
	オンライン会議に最適「Cisco Webex ミーティング」活用セミナー	岩見 誠	18分		雇用調整助成金で危機を乗り越ろう！申請書類作成のポイント	荒木 康之	61分
	今知りたい グリーフケアって何？	石井 亜由美	36分		コロナショックを乗り切る！中小企業の資金繰り術	横山 悟一	59分
	超入門！元刑事が教える面接で役立つネット情報の集め方	森 雅人	25分		～緊急解説！2次補正予算対称版～新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援策	井手 美由樹	60分
	人と人をプラスに導く究極のコミュニケーション術 対談編	大久保 雅士	36分		★ 世代をつなぐ地域再生は“人財づくり”から	外園 明博	56分
労務	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分	税務・経理	社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営	海生 裕明	110分
	改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント	赤澤 将	43分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
ライフスタイル(健康)	<b>NEW</b> 生活リズムを崩さない～睡眠負債解消法 1	矢間 あや	8分	経済 政治	認知症で困らない！「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	免疫を整え潜在能力を引き出す睡眠パワーに迫る	長谷川 恵美	30分		新型コロナウイルス後の世界経済と日本	進藤 勇治	36分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。  
(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは成田法人会事務局まで **TEL:0476-24-1555**

## 国税庁における 新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

国税局（所）・税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを徹底し、業務運営に当たっても「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」に基づく各種の感染防止策を徹底しております。

### 窓口業務における感染防止策

- ◆ 人との間隔を1～2m空け、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- ◆ 執務中のマスクの着用の徹底
- ◆ 手洗い（手指消毒）の徹底
- ◆ 毎朝の体温測定、咳・発熱等の有無の確認  
※ 発熱等の風邪症状のある者は、事務に従事しない
- ◆ 総合窓口周辺の窓や扉を開け、定期的に換気
- ◆ 日々の窓口カウンター、面接ブースの消毒

### 調査・徴収事務における感染防止策

- ◆ 調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受けています
  - ・ 検温の実施
  - ・ 手洗い（手指消毒）の実施
  - ・ 咳・発熱等の有無の再確認
- ◆ 出張先では、納税者等の協力を得た上で、以下の感染防止策を行います
  - ・ マスクの着用の徹底（納税者等にも協力を依頼）
  - ・ 応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
  - ・ 窓や扉を開け、定期的に換気
  - ・ 職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする

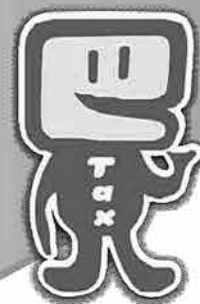
国税局（所）・税務署では、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の税務署への来署をご遠慮いただいています。

また、税務署に来署される際は、このような感染拡大防止策をご理解の上、マスクの着用、手洗い（手指消毒液の利用）など、感染予防へのご協力をお願いします。



# ネットが便利

## 申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター  
イータ君

### 法人税等の申告データを円滑に提出できる環境整備

法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、令和2年4月からは、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図っています。

- 財務諸表のデータ形式が柔軟化されCSV形式での提出が可能となります。
- 財務諸表をe-Taxにより法人税申告と提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となります。
- 連結親法人がe-Taxにより連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合は、連結子法人は提出が不要となります。

平成30年4月以降実施した上記以外の施策は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)  
でご確認ください。

なお、各種施策は、e-Taxを利用する法人の皆様の利用が可能です。

### 令和2年4月から大法人の電子申告が義務化

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円を超えるなどの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てについて電子申告する必要があります（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

対象手続は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書となります。

また、大法人の電子申告義務化の対象となる場合は、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を対象となる事業年度（課税期間）の開始の日から1月以内に所轄税務署に提出する必要があります。

### e-Taxのメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。
- 2 データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。  
(e-Tax : 370円 書面 : 400円)



## 納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。  
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



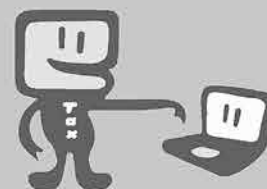
## e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続を行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

## 利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
- ▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（休祝日を含みます。）となります。  
※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。



## お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

**0570-01-5901**

(全国一律市内通話料金)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

- マイナンバーカードに係る IC カードリーダーライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178**

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時（音声ガイダンスに従って1番を選択してください。）
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄の税務署へお問合せください。  
なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。  
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、e-Tax ホームページ を <https://www.e-tax.nta.go.jp> ご覧ください。

イータックス

検索



国税庁 法人番号 7000012050002

令和2年7月

## 自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンや  
スマートフォン、  
タブレット端末で納税証明書  
請求データを作成します。



## 税務署窓口で 本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ  
短い時間で受け取れます。  
(請求日当日の受取を指定された場合には、  
多少お時間をいただくことがあります。)



## オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の送信が不要です!!



# 納税証明書の請求は 便利なオンライン請求を ご利用ください!

メリット  
1

手数料が安価です。

1 税目 1年度  
1 枚 370円 (通常400円)

メリット  
2

窓口での待ち時間が  
短縮できます。

### e-Taxの 利用可能時間

- 月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間  
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。
- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

詳しい手続は裏面をご覧ください。

 国税庁

# オンライン請求 の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ  
([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))のe-Taxソフト(WEB版)または  
e-Taxソフト(SP版)をご利用ください。  
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。  
(代理人による受取には委任状が必要となります。)



1

## 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。  
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を  
選択し作成してください。
  - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。  
(右のコードからアクセスしてください。[www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html](http://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html))⇒
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2

## オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。  
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3

## 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合  
には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の  
場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものとに分かれます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご確認ください。

4

## 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送  
または  
電子ファイルで  
受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書  
を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダーの購入等の事前準備が必要です。インターネットバンキングや  
ATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは  
有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)

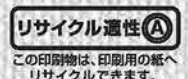
(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の  
情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。  
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、  
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。  
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。



R1. 10

# 【令和3年 新春講演会のご案内】

令和3年は、新型コロナウイルス感染拡大の懸念が続いていることから、新春講演会のみで開催とし、交歓会は実施しないことと致しました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。12月初旬には会員の皆様に葉書にてご案内致しますので、ご参加をお待ちしております。

なお講演会はどなたでも（非会員の方でも）聴講できます。

(1) 日 時 令和3年1月27日(水)

(2) 会 場 成田ビューホテル

(3) 受 付 14:30～

(4) 新年挨拶 15:00～

成田法人会 会長 林 康博（主催者代表）

成田税務署 署長 大久保昇一氏

成 田 市 市長 小泉 一成氏

(5) 講 演 会 15:20～16:30

講 師 千葉ロッテマリーンズ・スペシャルアドバイザー・野球評論家  
里崎 智也氏



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)  
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902（明治35）年に創業しました。

中小企業経営者のもしものときの力になりたい。

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた  
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル  
(設計:W・M・ウォーリス)

## 長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

千葉支社 成田営業所/千葉県富里市日吉台1-7-4(池田ビル2F)  
TEL 0476-91-2491

**T&D**  
T&D保険グループ